

住宅宿泊事業者
住宅宿泊管理業者 各位

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆
(札幌市保健所長事務取扱) (公印省略)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う住宅宿泊事業法に基づく
届出住宅における宿泊者名簿への記載等の徹底について

平素より本市の保健衛生行政について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、改めて日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への記載及び旅券の写しの保存等、旅館等の営業者が実施すべき措置について一層の周知をするよう通知がありました。

これら宿泊者名簿への記載等は、テロ等の不法行為防止に加え、感染症の拡大防止などといった公衆衛生上、大変重要なものです。下記事項については、これまでも実施していただいていることと存じますが、当通知の主旨に鑑み、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅につきましても、改めて徹底をお願いいたします。

記

1 住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者が実施すべき事項

- (1) 宿泊者に対して、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけてください。
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、パスポート等の呈示を求めるとともに、パスポート等の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。なお、パスポート等の写しの保存により、宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号欄への記載に代替しても差し支えありません。
- (3) 宿泊者がパスポート等の呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合にはパスポート不携帯の可能性があるものとして最寄りの警察署に連絡する等、適切な対応をお願いします。
- (4) 警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の有無にかかわらず、当該職務目的に必要な範囲で協力してください。

【お問い合わせ先】

札幌市保健所環境衛生課営業指導係民泊担当
TEL 011-622-5165